



1 活動における安全管理と保険加入、事故発生時の報告の徹底について

本県においては、令和6年度に15件の事故が発生しています。

また、令和7年度に入ってから8月までに9件の事故が発生しており、うち1件では、活動との直接の関連は不明ですが、死亡者もでています。

これまで安全面に配慮して活動されていることと存じますが、あらためて安全管理と傷害保険加入、事故発生時の報告の徹底をお願いします。

(1) 令和7年度の事故発生状況（令和7年9月1日時点）

	発生日時	被災者 年齢・性別	事故の概要	保険の 加入
1	R7. 6. 14 7:00頃	74歳男性	草刈作業中に、刃に絡まった草を取ろうとしたところ、回転する刃に接触し、左手人差し指の第一関節付近を4cm裂傷した	有
2	R7. 7. 6 6:30頃	66歳男性	草刈作業中に草刈機が蜂の巣にあたり、飛び出した蜂に右手甲を刺された。	有
3	R7. 7. 19 6:30頃	57歳男性	草刈作業中に右腕を蜂に刺された。	有
4	R7. 7. 19 13:50頃	70歳男性 (非構成員)	草刈作業の合間に座って休憩していたところ、そのまま前のめりに倒れ込んだ。 病院に搬送されたが、死亡が確認された。	無
5	R7. 7. 20 9:30～ 11:00	53歳男性	草刈作業中に左手の甲を蜂に刺された。	有
		61歳男性	草刈作業中に首の後ろをアブに刺された。	
		70歳男性	草刈作業中に左手の甲を蜂に刺された。	
6	R7. 8. 3 8:00頃	82歳男性	草刈作業開始前に、付近の木に折れて垂れ下がっている枝を除去しようと触れたところ、蜂が一斉に飛び出し、そのうち一匹に右頬を刺された。	有
7	R7. 8. 3 9:20頃	69歳男性	草刈作業中に左肘付近を蜂に刺された。	有
8	R7. 8. 29 6:00頃	46歳男性	草刈作業中に左太ももを蜂に刺された。	有
9	R7. 8. 31 9:30頃	60代男性	水路法面の草刈作業中に滑って転倒し、足首を負傷した。	有

事故が発生した場合は、速やかに市町村へ報告願います！！

(2) 事故防止に向けて

- ① 活動中の事故を未然に防止するため、事前に活動場所の下見を複数名で行い、危険な箇所（段差、狭小地、急流の水路、危険物、危険な動物の生息等）のチェックを行い、危険物の除去や危険個所を現場にわかりやすく表示すること。活動当日は、事前にチェックした危険個所等の情報を参加者全員に周知し、注意喚起を行うこと。
- ② 参加者の年齢、体力、作業の熟練度等や、当日の健康状態を確認し、作業は2名以上で行うよう適切な作業分担・配置とし、無理のない作業計画を立てること。
- ③ 現地の点検や作業時においては、安全防具（ヘルメットや防護メガネ、手袋、救命胴衣等）の装着や衣類の適正着用による防護の徹底を図ること。
- ④ 鈴やラジオ、熊スプレー等の熊対策を行うこと。また黒い服装を避ける、にっおいの強い香水を使用しない等の一般的なハチ対策を行うこと。夏場の作業時は殺虫剤を携帯すること。
- ⑤ 日中の気温が高い時間帯をさけて作業を行うこと。作業前、作業中に水分補給と休憩をこまめにとること。
- ⑥ 万が一の事故に備え、事故発生時の連絡体制を参加者に周知するとともに、活動を行う前に必ず傷害保険に加入すること。

2 多面的機能支払交付金では『外来種の駆除』が可能で す。(資源向上(共同)の農村環境保全活動)

外来種の中には、一部ですが地域の自然環境に大きな影響を与えて「生物多様性」を脅かすものがあります（特定外来種など）。多面的機能支払交付金は、これらの『外来種の駆除』も対象とする制度です。→ 資源向上（共同）「40.外来種の駆除」

◎特定外来種の代表例「オオハンゴンソウの紹介」



■「オオハンゴンソウ」とは？

キク科の多年草で旺盛な繁殖力で在来植物に壊滅的な影響を与えることから、外来生物法で特定外来種に指定されており、県内にも広く分布しています。

■「オオハンゴンソウ」の駆除方法は？

基本的な手順は以下のとおりです。
抜き取り（根を残さず掘り出す）→乾燥（持ち出し禁止のため、現地で枯らす）→ゴミ処理（乾燥後に燃えるゴミとして袋に入れて搬出する）※盛岡市HPを参考

◎農村環境保全活動としての『外来種の駆除』

「オオハンゴンソウ」以外にも、「生物多様性」や農業経営にまで影響するような外来種が県内で分布を拡大しています。多面的機能支払交付金の制度を活用した、農村環境保全活動として『外来種の駆除』を検討してみませんか。

『外来種の駆除』の基本的な手順（植物の場合）

- | | | |
|-------|---------|----------------------------|
| STEP0 | 外来種の情報 | （地域の自然環境に影響する外来生物の情報を確認する） |
| STEP1 | 生息域の調査 | （地域における生息状況と分布範囲を記録する） |
| STEP2 | 駆除範囲の選択 | （地域内で駆除を実施する地点を選択する） |
| STEP3 | 駆除方法の計画 | （駆除及び処理の具体的方法について計画する） |
| STEP4 | 駆除 | （駆除及び処理を実施する） |

※実施地点の環境の変化を観察・記録することも活動の一部として重要です。

3 多面的機能支払交付金抽出検査について

令和7年度も、活動組織を対象とした東北農政局による抽出検査が実施されます。現時点で検査日程や対象活動組織は未定ですが、あらかじめお知らせします。

事業計画書、活動記録や金銭出納簿に基づき、領収書や書類の整理状況、活動の内容、各種計画の策定、交付金の使途や残高に加え、研修の実施状況等について検査が実施されます。

令和7年度の特定テーマは、全国の会計実地検査の指摘内容を踏まえた「現況地目の確認・判定方法」です。

【会計実地検査指摘事項】

- ・ 対象農地が、駐車場、農業用倉庫、資材置き場等になっているものや、樹木が生えるなど、保全管理が適切に行われていないものがあり、本来交付対象とならない農用地に対して交付金が交付されている。
- ・ 盛土されている等、湛水するための畦畔及び灌漑機能を有していないにも関わらず、「田」に係る交付金が交付されている。

また、令和6年度の抽出検査では次の内容の指摘、指導を受けていますので、注意願います。

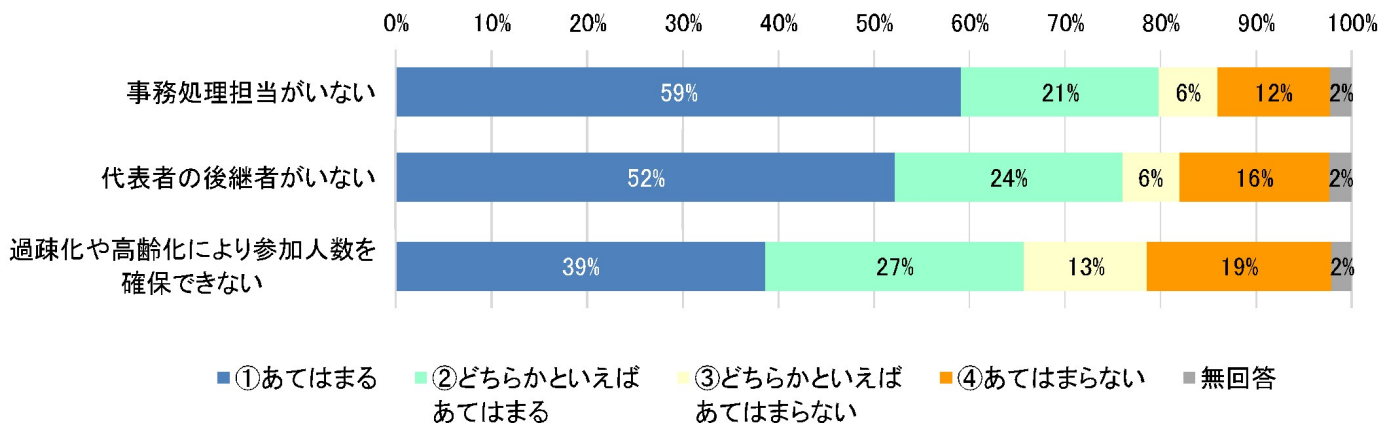
【岩手県内での令和6年度抽出検査に係る指摘・指導事項】

- ・ 総会資料は欠席者にも配布し、議決結果を全員に周知すること。
- ・ 口頭での欠席連絡ではなく、委任状を貰い総会を開催すること。
- ・ 総会資料に日当、機械リース代金、役員報酬等を明示した資料を添付すること。
- ・ 会計、支払については複数人で確認・対応すること。
- ・ 再認定にあたり宅地化された箇所があった。
- ・ 一時的な立替えであっても、長寿命化の交付金を農地維持・共同活動の支払いに流用することはできない。

4 活動組織と外部団体とのマッチングについて

現在、人口減少や高齢化・後継者不足等により活動継続が困難となっている活動組織の増加が懸念されています。このような状況の中、協議会では活動組織の体制強化に向けて、地域への外部人材の呼び込み推進を目的とした、マッチングの仕組みを構築する予定です。

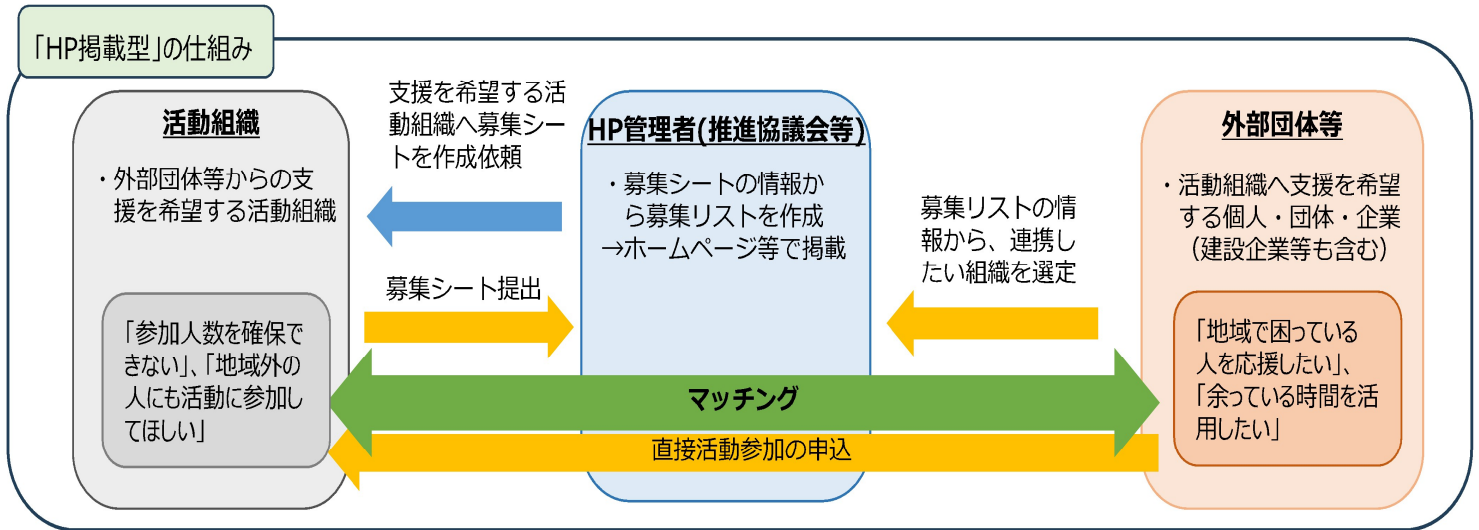
○多面的機能支払の取組を継続しなかった理由



資料：平成30年度に活動を終了した組織への調査（回答数1,302組織）より作成

マッチングの仕組みの概要は以下のとおりで、令和8年度中の開始を考えています。

- ・ 協議会が活動組織から支援の希望有無を聞き取り、募集リストを作製しホームページに掲載。
- ・ 外部団体等は、募集リストの情報から連携したい活動組織を選定し、直接活動組織に活動への参加を申し込む。



5 岩手県からのお知らせ

1 交付金の積極的な活用をお願いします！

- (1) 毎年度、活動期間満了を迎えた活動組織の持越金の精査により、**交付金の返還が発生しています。**
- (2) **昨年度から多額の交付金の持越がある場合は、今年度の活動において交付金を積極的に活用するよう活動組織内で検討をお願いします。**

【交付金の活用例】

- ・ 農地維持及び資源向上（共同）の活動を計画通りに実施したうえで、その残額を資源向上（長寿命化）に活用
- ・ 「田んぼダム」などの地域防災の取組に活用
- ・ 農林水産省が公開している優良事例集を参考に新たな取組を実施
公開先：<https://www.maff.go.jp/j/nousin/kanri/240527.html>

2 資源向上支払（長寿命化）の実施について

資源向上（長寿命化）の活動について、**他事業導入の検討をお願いします。**

【活動組織が事業主体となれる事業の例】

- ① 農地耕作条件改善事業（事業費2,000千円以上）

	国	県	市町村	地元
負担割合※ (中山間地域の場合)	50% (55%)	14% (14%)	36% (31%)	

- ② いきいき農村基盤整備事業（事業費2,000千円未満） →別紙を参照ください。

	県	市町村	地元
負担割合※ (中山間地域の場合)	50% (55%)	50% (45%)	

※ ①及び②については、定率補助のほか、定額補助のメニューもあります。詳しい事業制度等については、市町村またはお近くの広域振興局農林整備室・農村整備センターへお問い合わせ願います。

6 協議会からのお知らせ

1 長寿命化工事で一部直営施工を実施する場合の見積依頼について

令和7年度の制度改正により、活動組織の規模に関わらず直営施工をしない地区は、単価は5/6を乗じた額になります。

※ 令和6年度に資源向上支払活動(長寿命化)を行っている場合、同年度を含む活動期間中は、交付単価に係る経過措置が適用されます(令和6年度と同様の単価となります)。

一部直営施工を実施する場合は「工事見積依頼書」に活動組織が実施する直営施工内容を記載し、その部分の金額を見積額から軽減させる趣旨を必ず記載してください。

見積依頼文書(例)は、令和3年3月発行の「長寿命化活動等(工事関係)事務処理マニュアル」P11に記載していますので参考としてください。

(3) 工事費見積依頼文書(例)

令和〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇〇〇株式会社 様

〇〇活動組織 代表 〇〇〇〇 印

工事費の見積依頼について

当活動組織では工事を発注するにあたり、見積を徴収することにしましたので、下記により見積書の提出をお願いします。

なお、受注者は見積書を比較したうえで決定しますので、ご了承願います。

記

1 工事名 〇〇〇〇工事 2 工事場所 〇〇市〇〇町〇〇地内

3 工事内容等

工事内容は工事費明細書等のとおり。 ※ 前金払いは有りません。

※【組織自ら実施する直営施工がある場合は、その内容を記載すること】

4 工事期間

工事完成日を令和〇〇年〇〇月〇〇日としていますが、貴社で可能な工事期間があれば、記載願います。

5 見積り提出希望日 令和〇〇年〇〇月〇〇日(〇)

6 提出先 〇〇活動組織 担当 〇〇〇〇

住所

電話

